

審 査 基 準

令和3年 月 日作成

法 令 名 : 質屋営業法 (3-1)
根 拠 条 項 : 第2条
処 分 の 概 要 : 質屋の許可
原権者(委任先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法第3条第1項(許可の基準) 質屋営業法施行規則第1条(申請及び届出の一般的手続) 第2条、第3条(質屋の許可の申請)
審 査 基 準 : 質屋営業法第3条第1項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 50日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考 :

審 査 基 準

令和3年 月 日作成

法 令 名 : 質屋営業法 (3-2)
根 拠 条 項 : 第4条第1項
処 分 の 概 要 : 営業所の移転の許可
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法第3条第1項第11号 (許可の基準) 第7条 (保管設備) 質屋営業法施行規則第1条 (申請及び届出の一般的手続) 第2条第5項 (質屋の許可の申請) 第4条 (営業所の移転の許可申請)
審 査 基 準 : 営業所の移転が質置主の保護の観点から不適當ではなく、かつ、移転先の営業所において使用する保管設備が公安委員会が定める基準を満たしているときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 25日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考 :

審 査 基 準

令和3年 月 日作成

法 令 名 : 質屋営業法 (3-3)
根 拠 条 項 : 第4条第1項
処 分 の 概 要 : 管理者の新設又は変更の許可
原権者(委任先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法第3条第1項第9号(許可の基準) 質屋営業法施行規則第1条(申請及び届出の一般的手続) 第3条の2第2項(心身の故障により業務を適正に行うことができない者) 第5条(管理者の新設又は変更の許可申請)
審 査 基 準 : 新たに管理者としようとする者が、質屋営業法第3条第1項第9号の欠格事由に該当しない、現実に当該営業所を管理すると見込まれるなど質屋営業法を遵守し適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 25日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考 :

審 査 基 準

令和3年 月 日作成

法 令 名 : 質屋営業法 (3-4)
根 拠 条 項 : 第8条第2項 (第4条第2項の規定による届出の場合に限る。)
処 分 の 概 要 : 許可証の書換え
原権者 (委任先) : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法第4条第2項 (営業内容の変更の届出) 質屋営業法施行規則第1条 (申請及び届出の一般的手続) 第12条 (許可証の書換えの申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 25日
申 請 先 : 営業所の所在地を管轄する警察署
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考 :